

令和8年9月1日から

生活道路の法定速度引き下げ！
60 → 30 km/h

生活道路の定義

- ① 幅員が5.5m未満の道路
- ② 中央線がない道路



兵庫県交通共済協同組合

こちらの QR コードを
読み取ると事故防止動画
がご覧いただけます

セミナー動画

